

あん
(案)

ほつ かい どう しよう しゃ じよう れい
北海道障がい者条例
ち いき づ くり ガ イ ド ラ イ ン
地域づくりガイドライン

へいせい ねん がつ
平成22年3月

へいせい ねん がつ いち ぶ かいせい
平成24年8月(一部改正)

へいせい ねん がつ いち ぶ かいせい
平成〇年〇月(一部改正)

ほつ かい どう ほ けん ふく し ぶ ふく し きよく しよう しゃ ほ けん ふく し か
北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

まえがき

1 地域づくりガイドラインとは

「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」(以下、「条例」という。)の目指す、いわば究極の目標は、「障がい者が暮らしやすい地域づくり」の実現です。たとえ障がいがあっても、住み慣れた地域で暮らし続けたいというのは誰もの願いであり、また、障がい者が暮らしやすい地域は誰にとっても暮らしやすい地域でもあります。

「障がい者が暮らしやすい地域づくり」を実現するため、この条例では、権利擁護や就労支援、地域づくりなど様々な取組が行われることとされていますが、この「地域づくりガイドライン」(以下、「ガイドライン」という)は、こうした取組みの1つとして、「地域における支援体制づくり」を、市町村が中心となり、地域づくりコーディネーター、道、障がい者やサービス事業者を含む地域の様々な関係者が官民一体となって行うための手段として活用する「道具」となるものです。

2 地域づくりガイドラインのめざすもの

住み慣れた地域で生活したいという障がい者の願いを実現するためには、生活上の様々な困りごとから発生する多種多様なニーズを必要な支援につなぐきめ細かな支援体制がなければなりません。地域で生活するため必要な基本的な施策については、国が、様々な制度を、法律等に基づき、全国一律に実施していますが、それだけでは、生活上の困りごとから発生する様々なニーズに添ったきめ細かな支援を実施することは困難です。既存のサービスにニーズを当てはめるのではなく、1人ひとりのニーズに添ったオーダーメイドの支援につなげられる地域の支援体制づくりが求められています。

この「ガイドライン」も、そうした求めに応える仕組みの1つであり、条例の規定に基づき、「地域間の福祉サービス等の格差及び障がいの有無や程度による社会参加の機会の不均衡は是正を図りながら、障がい者が暮らしやすい地域づくりを推進する」ことを目的に、「市町村が実施することが望ましい事項等の基本的な指針」となるよう作成したものです。

3 地域づくりガイドライン活用方法

道内179市町村は、社会資源の種類や量など、それぞれ異なることから、ガイドラインのめざす姿を実現しようとした時の取組み方針や方法などは、各市町村で異なります。

また、障がい者のニーズは多種多様であり、一つの市役所・町村役場、一つの事業所だけではどんなに頑張っても、ニーズを必要な支援にむすびつけることには限界があります。

このガイドラインでは、条例に基づく6つの項目を設定し、権利擁護と暮らしやすい地域づくりという視点から「めざす姿」を提示するとともに、各市町村が、まちの現状を評価し、自分達のまちづくりをどのように進めるのがよいのか、足りない機能は何かなどについて、地域の協議会などにおいて、関係機関等と協働して取組む地域づくりの進め方をお示ししています。これらを活用し、関係機関等が協議して、まちづくりの方針となる「我がまちづくりガイドライン」を作成し、その方針に沿って地域課題を解決する仕組みづくりを行うプロセスを重視した構成としています。

このため、ガイドラインに示した「めざす姿」を1つの目標としながら、「我がまち」の「めざす姿」を定め、それを実現するために関係機関等が協働するプロセスをつくり上げていただくことを目的としています。

地域に暮らす思いを共有化した人々が協働し、自分達の暮らす地域は自分達の手でつくる、制度がなければ、地域の知恵と力を結集して、必要な制度をつくるのだという取組みを進める際の道具としてご活用していただくことを切に願っています。

地^ち域^{いき}づくりガイドライン

<p>こうもく 項目</p>	<p>すがた めざす姿</p>	<p>すがた じつげん きのう どう めざす姿を実現するための機能等</p>
	<p>1 ちいき なか しやう 地域の中に、障がい 者等のニーズをしっかりと 受け止める仕組みが ある。</p>	<p>① 「ニーズ」に共感する相談支援を行うため、訪問などにより、普段見えにくい相談者の生活実態を「見る」という取組みを行っている。</p> <p>② 困ったり悩んだりすることがありながら、相談することができない障がいのニーズを潜在化させないため、地域において、しっかりと相談を受け止める多様な窓口を確保するとともに、必要に応じてこれらの窓口が連携する取組みを行っている。</p> <p>③ さまざまな立場の人々が自由に参加し、障がい者が暮らしやすい地域づくりについて議論するなど、ニーズが集まる機能を持った「場」が地域の中にある。</p> <p>④ 障がい者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるように、本人の意思の確認や、意思及び選好の推定が、本人にとって最善の利益となるよう検討している。</p> <p>⑤ 判断能力が十分でない障がい者が、不利益を被ることがないように、家庭裁判所や関係機関とも連携し、成年後見制度の利用の取組みを推進している。</p> <p>⑥ 地域におけるニーズをしっかりと受け止める仕組みづくりに市町村が主体的に関与している。</p>
<p>I 相談支援 体制の確保</p>	<p>2 障がい者等にとって 気軽に利用でき、安心 感が持てる相談窓口の 機能が確保されてい る。</p>	<p>① 相談支援事業所は相談者と出会う場であり、気軽に、気持ちよく利用できる仕組みづくりを行っている。</p> <p>② 24時間、365日、いつでも相談を受け付けることができる機能を確保している。</p> <p>③ どんなことでも相談ができ、また、その窓口で相談すれば必要な支援にまでつながるワンストップの相談機能を確保している。</p> <p>④ 相談支援従事者の専門性や相談技術の向上を図るため、研修会等への派遣を積極的に行うとともに、相談支援従事者の異動などにより相談支援や地域の協議会の機能が低下しないよう、市町村として必要な体制の確保に努めている。</p> <p>⑤ 相談者を保護するための必要な配慮や取組みを行っている。</p>
	<p>3 障がい者等の生活 を支える支援につな がる個別支援が実施さ れている。</p>	<p>① 相談者の望んでいる生活を実現するため、意思決定の支援に配慮し、チームアプローチの考え方による個別支援(ケアマネジメント)を行っている。</p> <p>② 相談者の支援に責任のある事業所の担当者が集まり、ニーズに添った支援のあり方などについて協議することを目的に個別の支援会議を開催している。</p> <p>③ ライフステージを通じて継続的に必要な支援を行うため、支援に関わる関係機関があらかじめ連携し、支援の方針や役割分担について本人や家族と協議するなどの取組みを行っている。</p>

<p>こうもく 項目</p>	<p>すがた めざす姿</p>	<p>すがた じつげん きのう とう めざす姿を実現するための機能等</p>
<p>II ネットワークの構築(地域の協議会の設置・運営)</p>	<p>1 個別支援から明らかとなった地域課題について検討し、解決に向けた取組みが行われている。</p>	<p>① 現状の社会資源では対応が困難な支援に関する情報を集積し、地域の協議会を構成する全ての機関が地域課題を共有する取組みを行っている。</p>
		<p>② 共有化された様々な地域課題のうち、どれを優先して対応するのか市町村としての方針を地域の協議会において協議し決定している。</p>
		<p>③ 優先的に対応するとされた地域課題について、地域の協議会を構成する機関などが、それぞれの組織を超えて協働し、地域資源(インフォーマルを含む)の新たな活用方法や開発など、課題解決に向けた取組みを行う体制が確立している。</p>
		<p>④ 障がい者の高齢化や重度化などにおいても、障がい者の地域生活を支えるため、地域においてどのような体制を構築するかなどの、目指すべき整備方針の検討や、整備後においても、体制や機能が地域の実情に適しているか、地域の課題に対応できているかなど、地域の協議会を活用しながら検討が行われている。</p>
		<p>⑤ 重症心身障がい者や医療的ケアの必要な重度の障がい者への地域生活の支援を推進するため、地域の協議会を活用し、地域の実情の把握や、課題解決に向けた協議を行っている。</p>
		<p>⑥ 障がい児に対し、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、ライフステージに沿って切れ目のない一貫した支援を提供する体制を整備するため地域の協議会を活用し協議を行っている。</p>
		<p>⑦ 市町村は地域の協議会の活動に積極的に参加し、地域の実情や地域課題の把握に努めるとともに、課題解決に向け主体的に取り組んでいる。</p>
<p>2 権利擁護や暮らしづらさの解消などについて地域の人々が協議し、課題解決に向けた取組みが行われている。</p>	<p>2 権利擁護や暮らしづらさの解消などについて地域の人々が協議し、課題解決に向けた取組みが行われている。</p>	<p>① 権利擁護などに対する住民の理解の促進、虐待や差別等をはじめとした暮らしづらさの解消などについて、地域の様々な立場の人々が、それぞれの組織を超えて協働する場(調整委員会)があり、官民が一体となった取組みが行われている。</p>
		<p>② 地域で解決が困難な重大な事案や広域で調整が必要な課題については、地域相談員と協働し、また、地域づくり委員会とも密接に連携するなど、課題解決に向け必要な対応が図られている。</p>
		<p>③ 判断能力が十分ではない障がい者が地域で暮らしていけるように、成年後見制度を安心して利用できる環境を整備していくため、地域において、保健・福祉・司法などの関係機関が連携している。</p>
		<p>④ 地域における差別解消に向けた取組みを推進するため、職員の対応要領を作成し、必要な都度見直しを行うほか障がい者差別解消支援地域協議会の設置に努めている。</p>

<p>こうもく 項目</p>	<p>すがた めざす姿</p>	<p>すがた じつげん めざす姿を実現するための機能等</p>
	<p>1 地域で生活する障がい者の生活実態について把握し、その情報を有効に活用している。</p>	<p>① 個人情報やプライバシー保護に充分な配慮を行い、個人情報の活用についての理解が得られるよう取組みながら、障がい者の生活実態に関する情報を把握し、災害時等の危機管理対策や孤立化の防止などに活用している。</p> <p>② 個人情報やプライバシー保護に充分な配慮を行いながら、障がい者の生活実態に関する情報を把握し、潜在化しているニーズの掘り起こしや見守りなど、チームアプローチによる個別支援の充実につなげている。</p>
<p>Ⅲ 障がい者や障がい者の支援に関する社会資源の実態把握</p> <p>2 インフォーマルサービスを含む社会資源についての把握・評価を行い、関係者で共有する取組みが行われている。</p>		<p>① 地域の協議会において、インフォーマルサービスを含めた社会資源の把握や情報の共有化を図り、チームアプローチによる個別支援の充実につなげている。</p> <p>② 社会資源の把握に当たっては、事業所などの現場に実際に足を運ぶなど、きめ細かな情報の把握と積極的なネットワークづくりに努めている。</p> <p>③ 障がいの重度化・重複化や多様化に対応するため、地域の中核的な役割を担う市町村子ども発達支援センターが児童発達支援センターと同等の機能を有するよう専門的機能を強化するために、地域の特徴や資源の把握に関係機関と連携して取り組んでいる。</p> <p>④ 地域資源の状況等を踏まえ、障がい者の高齢化や重度化などが進行し、地域で暮らしていけるように体験の場のほか、住まいの場や体調不良時などでも一時的に受け入れるような体制の整備など、地域単独または広域的に人材の有機的な結びつきを強化し、他施策や他職種と連携した取組みを行っている。</p> <p>⑤ 社会資源や地域のニーズに関する情報を基に、地域の特徴や資源の過不足などの診断・評価を行い、現在地域にある社会資源の新たな活用等にも取り組んでいる。</p>

<p>こゝもく 項目</p>	<p>すがた めざす姿</p>	<p>すがた じつげん きのう とう めざす姿を実現するための機能等</p>
<p>IV 地域住民 と関係者との 連携した障が い者の支援体 制の確保(地 域コミュニティ づくりの推進)</p>	<p>1 障がい及び障がい者に対する地域住民の理解を促進する取組みが行われている。</p>	<p>① 高齢者、障がい者、児童などが自由に交流できる「場」を確保するなど、住民と障がい者が日常的に接する機会をつくっている。</p>
		<p>② 学校教育の場、講演会、学習会、対話集会、広報誌など、あらゆる機会を活用して、障がいや障がい者についての住民理解が促進されるような機会をつくっている。</p>
		<p>③ 障がい者にとって、意思疎通支援の手段が多様にあることや、手話が言語であることについての住民理解が促進されるような機会をつくっている。 また、情報保障のために障がい者に応じた配慮が必要であることについて住民理解が促進されるような機会をつくっている。</p>
		<p>④ 共生社会の実現をめざして差別や暮らしづらさの解消を図るため、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障がい者に対する合理的配慮の提供について、当事者や地域の関係団体、障害福祉サービス事業所等と連携しながら地域の住民理解が促進されるような機会をつくっている。</p>
		<p>⑤ 地域の保育、教育等の支援を受け、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障がい児の地域社会への参加や、全ての人が社会の構成員として包み支え合うインクルージョン(包容)を推進している。</p>
	<p>2 身近な協力者を増やし、障がい者の地域生活を見守る協力体制を確保するとともに、障がい者が主体的に地域づくりに参画する取組みが行われている。</p>	<p>① 町内会活動、老人クラブ、文化活動サークル等、地域住民の様々な自主的な活動への参加や、障がい当事者による自主的な活動への参加により、相互の交流が図られ、また、こうした場などで障がい者が自ら進んで活躍できる環境を整備するなど、地域のコミュニティの形成や活用に積極的な支援を行っている。</p>
	<p>② 障がい者の地域での生活を見守り支援するため、医療機関、障害福祉サービス事業所、意思疎通支援者、雇用先などのほか、コンビニ、新聞販売所、水道、ガス、電気等の事業者との協力体制や警察、消防などとの緊急時の連携体制が構築できている。</p>	
<p>3 災害時における障がい者の支援体制が確保されている。</p>		<p>① 平常時から、災害時要援護者の把握に努めるとともに、地域住民が参加し実施する防災訓練等において、住民の自助力向上のための取組みや災害時要援護者への対応方法等の周知を図っている。</p>
		<p>② 平常時から、地域住民と災害時要援護者とのコミュニケーションを図り、地域住民同士の支援体制の整備、連絡・情報伝達や避難所における支援、各種関係者・団体との協力体制の確立、さらには、災害時要援護者のための福祉避難所として、社会福祉施設等の指定などの取組みを行っている。</p>
		<p>③ 障がいの有無にかかわらず、全ての人々に必要な情報が伝達されるとともに、ニーズ等についても適切に把握することができるよう、障がい特性への理解や情報保障への配慮が行われている。</p>

<p>こうもく 項目</p>	<p>すがた めざす姿</p>	<p>すがた じつげん めざす姿を実現するための機能等 きのう とう</p>
<p>V 障がい者 の就労支援</p>	<p>1 障がい者の就労を支援するため、関係機関等の連携・協力体制を確保している。</p>	<p>① 市町村、関係機関、施設(事業所)等が合同で、地域における障がい者の就労支援に関して協議する場・機会を確保している。</p> <p>② 就労を希望する個々の障がい者に対して、地域の関係機関が必要な情報を共有するとともに、適性評価、職業体験、就労、職場定着、就業生活支援などのプロセス毎に役割分担し、就職の準備段階から職場定着まで支援できる体制を確保している。</p>
	<p>2 障がい者の就労促進や職場定着の取組みが行われている。</p>	<p>① 地域の公的機関、民間企業等において、障がい者の職場実習や職場体験を行う場を確保している。</p> <p>② 就労後の個々の障がい者の悩みなどに対して相談できる体制を確保している。</p>
	<p>3 施設や障がい者を雇用する企業を支援する取組みが行われている。</p>	<p>① 地域の公的機関、民間企業等が施設(事業所)の授産製品購入や業務委託等に配慮している。</p>
		<p>② 公共施設や各種イベントを活用し、授産製品や関係企業の製品販売やPRのスペースを確保している。</p>
		<p>③ 企業、施設(事業所)に対して、障がい者の就労支援に関する各種施策(福祉・雇用)などの情報提供や、雇用に向けた働きかけを行う機会を設けている。</p>
	<p>VI その他</p>	<p>1 地域の協議会の「機能」を確保し、実効性のあるものとする取組みが行われている。</p>

かいせいけいか
＜改正経過＞

へいせい ねん がつ にちいちぶ かいせい
平成24年8月15日一部改正。

へいせい ねん がつ にちいちぶ かいせい
平成〇年〇月〇日一部改正。